

# 産前産後期間相当分の 国民健康保険税を減額します



## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4か月）以上の出産（死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も含みます）が対象です。
- 出産予定日の6か月前から届出できます。出産後の届出も可能です。

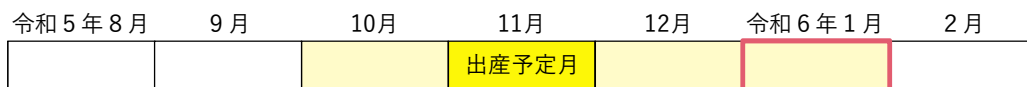
## 国民健康保険税の減額方法

- 対象となる方からの届出により、その年度に納める国民健康保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産予定月（または出産月）の翌々月までの期間（産前産後期間）分に相当する額を減額します。

 …対象期間



- 令和5年度においては、  
産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間に相当する額を減額します。



※ 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月に相当する額を減額します。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 国民健康保険税が減額された場合、払いすぎになった国民健康保険税は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 届出書（税務課にあります。）
- ② 母子健康手帳など、出産予定または出産したことがわかる書類  
※ 出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。



## 届出先

陸前高田市市民協働部税務課市民税係（TEL 0192-54-2111）